



太田市から転出される方へ



◎新しい住所に住みはじめてから**14日以内**に新住所地で転入の手続きをしてください。
 正当な理由なく14日以内に届出をしないときは、過料に処される事がありますのでご注意ください。

(住民基本台帳法第52条第2項)

※ご都合により転出を取りやめた時は、必ずこの**転出証明書**と**身分証明書**を持って転出取消の手続きをしてください。

※「**転出証明書**」に記載してある新住所が変更になった場合でも、この「**転出証明書**」を新住所地に提出し、住所を変更した旨を申し出てください。

◎海外へ転出される方は、裏面の**「海外へ転出される方へ」**もご確認ください。

◎転入届に必要なもの：**転出証明書・届出人の印鑑・身分証明書(運転免許証・在留カードなど)**

	太田市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	『印鑑登録証(手帳)』をお返してください。 転出(予定)日をもって廃止となります。	必要な方は、改めて登録の手続きをしてください。
個人番号カード、住基カードをお持ちの方	手続きの際に提出してください。	手続きの際に、必ず提出してください。
個人番号カードを申請中の方	太田市での申請は、自動的に取り消されます。	必要な方は、改めて申請の手続きをしてください。
国民健康保険に加入の方	『国民健康保険証』をお返してください。	○持参するもの ・転出証明書、印鑑、本人確認ができる免許証等
(70歳以上の国保加入者の方)	国民健康保険課 へ『国民健康保険証』『高齢受給者証』をお返してください。	
後期高齢者医療保険に加入している方	・ 医療年金課 で『負担区分証明書』を受け取ってください。 ・県外へ転出する方は『後期高齢者医療保険証』をお返してください。	改めて手続きをしてください。 ○持参するもの 〈県外へ転出する方〉 ・負担区分証明書 ・印鑑 〈県内に転出の方〉 ・負担区分証明書 ・『後期高齢者医療保険証』 ・印鑑
国民年金に加入している方	太田市での手続きはありません。 ※海外転出される方は 医療年金課 へお寄りください。	○持参するもの ・年金手帳
国民年金を受給している方		○持参するもの ・年金証書
福祉医療受給者証(ピンクのカード)をお持ちの方	医療年金課 に『受給者証』をお返してください。県内へ転出する方は、医療年金課で交付状況証明書をお受け取りください。	持参するものを転出先の担当課にご確認の上、改めて手続きをしてください。 〈県外へ転出する方〉 ・健康保険証 ・印鑑 他 〈県内に転出の方〉 ・交付状況証明書 ・健康保険証 ・印鑑 他
児童手当を受けている方	こども課 で児童手当消滅届をしてください。	改めて手続きをしてください。 ○持参するもの ・預金通帳、印鑑、保険証、父母の個人番号が確認できるもの
幼稚園、保育園、認定こども園等に在園している児童のいらっしゃる方	各施設で退園手続きをしてください。	継続利用する場合も改めて手続きをしてください。 ○持参するもの ・所得課税証明書等 詳細は、新住所の幼稚園、保育園、認定こども園等の取り扱い担当課へお問い合わせください。
公立の小・中学校に在学している児童・生徒のいらっしゃる方	今までの学校で転校の手続きをしてください。 ○学校から受け取るもの ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	新住所の教育委員会にお問い合わせください。 ○持参するもの ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書
介護保険被保険者証をお持ちの方	『介護保険被保険者証』をお返してください。認定者には『受給資格証明書』が交付されます。※認定申請途中の場合、 介護サービス課 へお寄りください。 ※転出先が介護施設等の場合 介護サービス課 へお寄りください。	○持参するもの ・受給資格証明書 ○持参するもの ・資格者証

1 納税について

すでに課税されている税金は、転出されても太田市へ納めていただくことになっております。納め忘れのないようにご協力をお願いします。

問い合わせ：**収納課** ・市税の納税について……………収納一係・二係
・口座振替等について……………管理係

2 住民税（市・県民税）の申告について

今年の1月1日時点で太田市にお住まいだった方は、前年の所得を太田市へ申告していただくこととなります。まだ、申告されていない方は申告を済ませてください。

問い合わせ：**市民税課** 市民税一係・二係

3 土地・家屋・償却資産の税金について

- 外国に転出される方は固定資産税等の納付について必ず納税管理人を定めてください。
- 市外転居される方がその後再転居した場合は必ず資産税課に新しい住所を連絡してください。

問い合わせ：**資産税課** ・納税管理人、転居、償却資産について……………管理償却資産係
・土地について……………土地係
・家屋について……………家屋係

4 国民健康保険税について

太田市の国民健康保険に加入している人に対して課税されます。月割りにて課税され、転出される場合は後に変更通知書が送付されます。

問い合わせ：**国民健康保険課**

5 軽自動車等の登録変更について

原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・軽四輪車（三輪車含む）等について、住所変更、名義変更又は廃車等する場合は、各窓口で所定の手続きを済ませてください。

登録車種	手続き場所
原動機付自転車（125cc以下）	太田市役所市民税課 Tel 0276-47-1931
二輪の軽自動車（125cc超～250cc） 二輪の小型自動車（250cc超） 普通自動車等	群馬運輸支局（関東運輸支局） 前橋市上泉町399-1 Tel 050-5540-2021
軽自動車（四輪・一部の三輪）	軽自動車検査協会群馬事務所 前橋市五代町1047-2 Tel 050-3816-3109

《 海外へ転出される方へ 》

○ 帰国して転入の届出をするときは**パスポート**が必要です。

【パスポートの帰国（入国）日の確認について】（詳細は転入する市町村へ事前にお問い合わせください。）
自動化ゲート等により、帰国印がパスポートに押印されていない場合、空港でパスポートに帰国印を押印してもらって下さい。

パスポートに帰国印が押されていない場合は、帰国する際に使用した航空券等もお持ちください。

また、本籍地でないところに転入届をするときは**戸籍謄本(全部事項証明)**と**戸籍の附票**も必要です。

○ 在外選挙の出国時登録申請について

海外で国政選挙に投票するための申請が国内でいつでもできるようになりました。国外転出時に太田市中で申請できますので、ご申請される方は選挙管理委員会事務局へ本人確認書類をご持参下さい。

なお、従来通り在外公館での申請も可能です。

問い合わせ：**選挙管理委員会事務局**

○太田市役所
〒373-8718 太田市浜町2番35号
Tel 0276-47-1111（代表）



市政へのご協力
ありがとうございました